高知県教職員互助金のご霧内

≪ 短時間 (パートタイム) 会計年度任用職員の方へ ≫

高知県教職員互助会は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。

■ 加入対象となる方 ■

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した、 短時間(パートタイム)会計年度任用職員の方

※<u>市町村費職員、再任用短時間職員、当互助会退職互助部</u> 特別会員は加入対象になりません。

■ 掛金 ■

定額800円 / 月

※掛金は毎月の給与から控除します(控除できない掛金は納付書で払い込みいただきます)。

■ 対象の事業 ■

医療費補助金給付 (100 ~ 5,000 円 / 件)

【給付内容】会員本人の医療費自己負担額が1件(注)につき2,500円を超えたとき、 超えた金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額を給付します。 (100円未満は切り捨て)。 注:月ごと、医療機関ごとを1件とします。



【給付例】

※給付要件等は変更になることがあります。

受診日		4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500 円を超えた額から 7,500 円までの範囲
自己負担額	A 病院		3,800円		3,800円	計算式:3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3, 500 円		5, 200 円	8, 700 円	計算式:7,500 - 2,500 = 5,000
	C 病院	1, 080 円			1,080 円	給付なし

☆ 4月分の医療費補助金は、【 A病院分 1,300 円 + B歯科分 5,000 円 】 = 6,300 円 となります。

■ 加入方法 ■

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から 1 ヶ月以内に、 所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。

※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。 【-般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ 「短時間(パートタイム)会計年度任用職員の方へ】】



■ その他 ■

臨時的任用教職員等への移行等、雇用形態が変更となった場合は、対象の事業・掛金についても変更となります。事業内容及び掛金については、互助会ホームページをご確認ください。

【 一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ 高知県教職員互助会について 】

なお、月の途中で雇用形態が変更となった場合、対象事業及び制金は翌月から変更となります。